

○男爵周布兼任道君發聲
シタ兩法律案ニ付キマシテ委員會ニ於ケル審議並ニ經過ノ大要ト結果ヲ御報告致シマス、本委員會ハ去ル三日正副委員長ノ互選ニ引續キマシテ即日會議ニ入りマシテ、五日迄連日三回ニ瓦リ開催サレマシタノデゴザイマス、先づ恩給法の一部を改正する法律案ニ付テ御報告申上ゲマス、大體ニ於テ事務的ノ改正デゴザイマシテ、根本的改正ニ觸レテ居リマセス、少シク具體的ニ申上ダマスレバ、第一點ハ、現行法ニ依リマスト、從軍軍人ノ在職年ノ計算ニ一年ヲ四年トシテ計算スルトカ、戰死シタ者ノ遺族ニ對シ特別有利ナ扶助料ヲ與ヘルト云フ風ナ規定ガアリマシテ、又從來恩給ヲ受ケル人ノ多クガ軍人、準軍人テアツタノデ、色々ノ規定ガアリマシタガ、終戰ノ結果、是等ヲ整理スルヨトニ相成ツタ譯デアリマス、尙聯合國最高司令部ヨリノ指令ニ基キマシテ、其ノ爲ニ制定サレマシタ本年二月勅令第六十九號ヲ以テ恩給法ノ特例ヲ規定シ、軍人ノ恩給ハ傷病關係以外ニ於テハ本年二月以降廢止サレマシタノデ、其ノ實體ヲ規定シテ居ル恩給法ヨリ之ニ關スル規定ヲ除キ、又外地ニ關スル規定ヲ整理シタノデゴザイマス、第二ハ、官吏制度ノ改正ニ伴フ點デアリマシテ、傷病者ニ給セラレル增加恩給、傷病年金等ガ親任、勅任、奏任、判任ト各等ノ區別ニ依ツテ差異ガアリマシタノヲ、職階ニ其ノヤウナ區別ガナクナリマシタノデ、全官吏ハ第一級ヨリ第三級ノ三ツニ分ケラレ、又俸給モ官吏俸給令ト云フ一つノ制度ニ單一化サレマシタノデ、恩給法ノ規定ヲ直スヤウニナツ

察、監獄職員ノ大部分ノ者ガ本官ニナリマシタノデ、從來待遇官吏トシテ規定シテ居ツタ部分ノ整理ヲ行ツタノデゴザイマス、第三ニ、臺灣、朝鮮等ノ公務員ノ或部分ニ付テハ、恩給ノ負擔ガ朝鮮ノ道、臺灣ノ州、ナドノ地方經濟トナツテ居リマシタガ、終戰後實際上來ナイ狀況ニナツテ居リマズノデ、其之ヲ負擔スル事實ヲ失ソテ居リマシテ、恩給權ガアツテモ受ケルコトガ出来ナキヤトノ質問ニ對シマシテ、現制中主ナルモノ二三ヲ御紹介申上ゲマス、一委員ヨリ、此ノ時世ニ即シテ官吏ノ恩給制度ニ根本的ノ改正ヲスル考ハナキヤトノ質問ニ對シマシテ、現制度ハ現在ノ官吏制度ナリ、給與制度ヲ前提トシテ出來テ居ルガ、官吏制度ハ憲法ノ改正ニ伴ヒ根本的ニ色々検討シテ居リマスルシ、給與制度モ根本的ナ検討ガ加ヘラレテ居リマスルカラ、恩給制度ノ根本的大改正ハ別個ノ取扱ハ出来ナイ、並行シテ検討ヲ加ヘテ行キタイト思フト云フコトデゴザイマシテ、臨時的ナ措置トシテ、現在ノ恩給金額ヲ増加スペキカラ關係當局トモ検討中ニアリマスルガ、色々考慮シナケレバ、ニ其ノ増額ヲ實行シ得ナイトノコトデゴザイマシタ、又一委員ヨリ、改正憲法ニ依ル公務員ノ範圍モ相當變ツテ來ルト思ハレルガ、恩給法上ノ公務員トノ公務員ト他ノ法令ニ規定スル公務員トハ必ズシモ一致シテ居ラナイ、從ツ

テ改正憲法ニ所謂公務員ヲドノ程度ニ
恩給法上ノ公務員トスルカハ、今後研
究シタトイト云フコトデゴザイマシタ、
次ニ恩給ヲ受ケル者ガ少額ノ爲生活上
困難ナル場合ニハ、生活保護法ハ是等
ノ者ニモ適用サル、ノデアルカト云フコト
デゴザイマシタガ、此ノヤウナ場
合ニモ生活保護法ハ適用サレルノデア
ル、生活保護法ニ依ル扶助ハ恩給額ヲ
差引イタモノトナルト云フコトデゴザ
イマス、其ノ他種々ノ質疑應答ガゴザ
イマシタガ省略致シマス、斯クシテ質
疑ヲ終リマシテ討論ニ入り採決致シマ
シタ處、全會一致政府原案通り可決セ
ラルベキモノト決定セラレタノデゴザ
イマス、次ニ帝國議會各議院の議長、
副議長及び議員の手當に關する法律案
ニ付申上ゲマス、政府ノ説明ニ依リマ
スレバ、議院法第十九條ノ規定ニ依リ
受ケテ居リマス歲費ノ全額ハ、大正九
年ニ改正サレテ以來今日迄其ハ儘トナ
シ付申上ゲマス、現在ノ物價水準及
ビ一般ノ給與ニ比較致シマシテ、低キ
ニ失シテ居ルト認メラレマス、從ツシテ
歲費ニ定額ハ相當増額ノ必要ガアル
ガ、現狀ニ於テハ經濟ノ状態モ未だ安
定シテ居ラズ、歲費額決定ノ參考トナ
ルベキ一般ノ給與ニ付キマシテモ、未
ダ恆久的ナ基準ガ確定ナレテ居ルトハ
言ハレナイ有様デアリマスルノデ、定
額ノ改正ハ其ノ時期デハナイト考ヘラ
レルノデ暫ク見合セマシテ、今回ハ極
メテ應急的ノ措置トシテ各議員歲費
外ニ、別ニ、當分ノ間毎月千五百圓ノ
手當ヲ受ケルコトトシ、議員ガ召集ニ
應ジナイ場合ニハ之ヲ受ケラレザルコ
ト、又辭退シテモ差支ナイコト、又
官吏ニシテ議員タル者ハ之ヲ受ケ
ラレザルコト等ハ歲費ト同様ニ取

報ヒマシテ、唯其ノ場合ニハ歳費
モ此ノ手當モ受ケラレナイト云
ヤウナコトニナル結果、却テ收入
金額ガ減少スルヤウニナルコトモア
ルノデ、其ノ際ハ差額ダケヲ本手當ト
シテ受ケルコトガ出来ルヤウニシタイ
ト云フコトデゴザイマシタ、質疑應答
ノ中一二ヲ申上ダマスレバ、議長、副
議長、議員トモ手當ノ同額ナルハ如何
トノ問ニ對シマシテハ、今回ノコトハ
極メテ暫定的デアツテ、今ノ經濟事情
ノ困難ノ程度ハ總て同ジデアルカラ
様ニ致シタノデアルト云フコトデゴザ
イマシタ、又此ノ金額ノ算定ハ適當ナ
アルカドウカト云フ質疑ニ對シマシテ
ハ、今日ノ物價水準ヨリ見テ、又官廳方
面ノ色々ノ経費等カラ考ヘテ此ノ程度
ニ決シタノデアルト云フコトノ答辯デア
リマシタ、尙其ノ外ニモ質疑ハ段々ズ
ザイマシタガ、省略致シマス、斯クテ
採決ノ結果全會一致原案通り可決確定
致シタノデゴザイマス、此ノ段御報告
申上ダマス

○副議長(伯爵徳川宗敬君)　兩案ノ第
二讀會ヲ開キマス、御異議ガナケレバ
全部ヲ問題ニ供シマス、兩案全部委員
長ノ報告通り御異議ゴザイマセスカ
「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○副議長(伯爵徳川宗敬君)　御異議ナ
イト認メマス

○子爵西大路吉光君　直チニ兩案ノ第
三讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵梅園篤彦君　賛成

○副議長(伯爵徳川宗敬君)　西大路子
爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ
「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○副議長(伯爵徳川宗敬君)　御異議ナ
イト認メマス

○副議長(伯爵徳川宗敬君)　兩案ノ第
三讀會ヲ開キマス、兩案全部第三讀會
ノ決議通リテ御異議ゴザイマセヌカ
「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○副議長(伯爵徳川宗敬君)　御異議ナ
イト認メマス

○副議長(伯爵徳川宗敬君)　日程第
四、地方競馬法案、衆議院提出、第一
讀會

○副議長(伯爵徳川宗敬君)　右の本院提出案をここに送付する
昭和二十一年九月七日

貴族院議長　山崎　猛

地方競馬法案

第六條及び第七條中「競馬法」依ルを「第一條ニ規定スル」に改め、「又ハ軍馬資源保護法ニ依ル鍛錬馬競走」を削る。

○子爵戸澤正己君 只今上程セラレシタ、地方競馬法案ハ、其ノ特別委員ノ數ヲ十五名トシ、其ノ指名ヲ議長ニ一任スルノ動議ヲ提出致シマス

○子爵秋田重季君 贊成
○副議長(伯爵徳川宗敬君) 戸澤子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(伯爵徳川宗敬君) 御異議ナイト認メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセマス

〔寺光書記官朗讀〕

地方競馬法案特別委員

公爵徳川	慶光君	侯爵四條	隆徳君
伯爵南部	利英君	子爵北小路三郎君	
子爵西尾	忠方君	小山	松吉君
		松村眞一郎君	男爵徳川誠君
男爵三須	精二君	男爵斯波正夫君	
龍川	儀作君	安田伊左衛門君	
		有馬忠三郎君	名古屋三吉君
渡部	信君		

○副議長(伯爵徳川宗敬君) 次會ノ議事日程ハ決定次第覺報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、本日ハ是ニテ散會致シマス
午前十時二十二分散會

定價一部七十錢

所行發
東京都牛込區市ヶ谷本村町
電話九段五三一印刷局
振替東京一九〇〇〇圖書課